

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年12月10日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町3丁目15番地の3

服部 真貴子

2 建築協定の名称

京都市西京区西桂坂第1地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町3丁目1番地の1から1番地の3まで、1番地の5、1番地の7から1番地の19まで、1番地の21、1番地の22、2番地の1のから2番地の16まで、3番地の1から3番地の8まで、3番地の10から3番地の14まで、4番地の2から4番地の6まで、5番地の2、5番地の3、5番地の5から5番地の11まで、5番地の13、5番地の14、6番地の1、6番地の2、6番地の4から6番地の14まで、7番地の1から7番地の5まで、7番地の7、7番地の8、7番地の10から7番地の15まで、8番地の1から8番地の4まで、8番地の6、9番地の1から9番地の13まで、9番地の15、10番地の2から10番地の6まで、11番地の1から11番地の7まで、12番地の1から12番地の8まで、12番地の10、12番地の12、12番地の13、15番地の1から15番地の19まで、16番地の1、

16番地の2, 17番地の1, 17番地の2, 18番地の2, 18番地の5から18番地の8まで及び18番地の10

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北杳掛町3丁目1番地の4, 1番地の6, 1番地の20, 3番地の9, 4番地の1, 5番地の1, 5番地の4, 5番地の12, 6番地の3, 7番地の6, 7番地の9, 8番地の5, 8番地の7, 9番地の14, 10番地の1, 12番地の9, 12番地の11, 17番地の3, 18番地の3, 18番地の4及び18番地の9

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠及びその他の事項

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成19年12月10日第13-006号

(都市計画局建築指導部建築指導課)